

【いじめに関する現状と課題】

・本校は、中学校1学年2コース制（12クラス）・高等学校1学年4コース制（46クラス）の計58クラスの大規模校で、多様な価値観の生徒が存在しているため、生徒が学校生活においてクラスや周囲との人間関係をうまく構築できない場合、居場所がないと孤立感を感じてしまったり、不適切な関係でしか関係を保てなくなってしまうたりする場合が少なからずある。また、本校ではスマートフォンなどの校内での使用を禁止し、情報モラルをわきまえた指導をしているが、X（旧ツイッター）やLINEなどのトラブルは皆無ではなく、実際に保護者や本人または外部から相談が寄せられている。これらがいじめに発展する前に、生徒の変化に気付く感性と行動力が教員に求められている。

【いじめ問題への対策の基本的な考え方】

・学校の教育活動を通じ、全ての生徒に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、自己指導能力を育成する必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習やクラス活動の基礎となる学習規律や生活規律の定着も未然防止の観点から重要である。これらに対処するための教職員の資質向上や、その他のいじめ問題への対策を点検・評価し、改善に生かす仕組みを確立することが必要である。

さらに、携帯電話等によるネット上のSNS等の普及に伴い、潜在化しているいじめの問題を考慮し、情報モラルに関する生徒への教育や保護者への啓発が必要である。（岡山県教育委員会 岡山県いじめ問題対策基本方針より）

【いじめ対策委員会】

- ・「就実高等学校・就実中学校 いじめ防止基本方針」を策定・検証・修正する。
- ・いじめ事案が発生した場合、その事案の中心として対応・協議する。
- ・重大事態が発生した場合、校長を通じて理事長に報告し、「いじめ対策委員会」を中心として対応・協議する。
- ・構成員は、生活指導委員会（校長、教頭、生徒指導部長・課長・補佐、各学年コース主任、保導部）に加え、常駐のスクールカウンセラー・養護教諭とする。

【保護者・地域との連携】

- ・定期的に開催されるPTA幹事会や、PTA総会及び7月・12月に実施する保護者面談を踏まえて、いじめ問題について協議し、情報収集に努め、計画の改善に役立てる。
- ・定期的に発行する「保健室だより」「カウンセリング通信」等を通じて、生徒の悩みに寄り添う姿勢について保護者の理解を得るとともに、相談窓口が校内に開かれていることを周知して、その活用を促す。
- ・担任は日常生活における生徒の変化に気付き、保護者と綿密に連絡をとり、情報交換がしやすい関係を構築する。
- ・町内会などに積極的に参加し、登下校中の生徒の様子などの情報収集及び意見の集約し、生徒に対する啓発に役立てる。

【関係機関との連携】

- ・連携機関・・・岡山中央警察署生活安全課・サポートセンター・児童相談所等
- ・連携内容・・・定期的な情報交換・非行防止教室の開催
- ・学校側の窓口・・・教頭、生徒指導部長・課長

【本校がおこなういじめの防止等に関する取り組み】

1. 未然防止

- [学級経営の充実]・・・生徒に対する教師の受容・共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級を作る。また規律と活気のある学級集団を作る。
- [生徒指導の充実]・・・基本的生活習慣を確立させ、学校生活におけるルールなどを遵守させるとともに、自他の権利を尊重し、自己感情を制御できるようにして、だれもが楽しく生活できるようにする。
- [人権教育の充実]・・・学校教育全体を通じた道徳教育を推進し、他人と協調し、他人を思いやる心を育てる。
- [教員研修の充実]・・・専門家（カウンセラー）による研修を実施し、発達段階に応じた心理についての学習を行う。
- [学校行事の充実]・・・生徒会やコースなどで文化祭・体育祭、球技大会などの行事を開催し、挑戦・達成感・感動、人間関係の深化を得られるようにする。
- [モラル教育の充実]・・・「情報」などの授業やロングホームルームで実施するデジップ教育を通じて、全ての生徒に対して情報を発信することに伴う責任を理解させ、適切に情報機器を利用できる力を養う。

2. 早期発見

- [定期的な調査]・・・生徒へ学校生活満足度調査を11月に実施、また年に3回（6月、11月、1月）生徒指導部による学校生活アンケートを実施し、生徒理解に努めるとともにいじめに発展する可能性の把握に努める。さらに4月に生徒との面談を実施する他、保護者・生徒に対する3者面談の機会を年2回設け、生徒の学校及び家庭生活の様子を把握し、親子が相談しやすい機会を保障する。
- [相談体制の確立]・・・校内外の相談窓口を生徒や保護者に対して紹介し、その広報活動を積極的に行う。
- [家庭との連携]・・・生徒と同様に、学校生活満足度調査や面談の機会を設け、生徒の学校での様子の報告や家庭での生活実態の把握をするとともに、日常生活における変化に気づき、家庭と綿密に連絡をとり、情報交換・相談がしやすい関係を構築する。

3. 対応

- [いじめの実態調査]・・・いじめの実態について、被害者および加害者から事実関係の聴取を行うことはもとより、関係者からも聞き取り調査やアンケート調査を実施して、その実態を明確に保護者に伝える。
- [被害生徒への指導]・・・被害者生徒のケアを最優先に考え、心の安定を図るとともに、自尊感情を高めるよう配慮する。また、保護者へは即日対応し、事実関係を伝え、保護者の気持ちに共感・配慮しながら、解決に向けた取り組みを家庭と連携を取りながら取り組む。
- [加害生徒への指導]・・・学校は、いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大性を認識させ、家庭での指導を依頼するとともに、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなどの一定の教育的配慮も行う。
- [他の生徒への対応]・・・当事者だけの問題にとどめず、クラス及び学年、学校の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。また学校全体に、いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢を示す。